

ぐーちょきぱー

こうち男女共同参画センター

vol.6

改訂版

DV

ドメスティック・バイオレンス

わたしの人生は
かけがえのない
わたしの大切な人生…

DVは、遠い世界のできごとではありません。

夫婦や恋人同志の単なる「けんか」で済まされるような
個人的なできごとでもありません。

DVは、命にも関わる暴力であり
犯罪ともなり得る重大な人権侵害なのです。
被害にあっている人
被害にあっている人を知っている人
DVをまったく知らない人も
一緒にDVについて
考えてみましょう。

わたしは
誰の所有物
でもない

知っていますか？ DV 気付いてください！

ドメスティック・バイオレンス

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、「夫婦や恋人など親密な関係にある人、またはあつた人からの暴力による支配」ことを言います。

こうした配偶者や恋人などパートナーからの暴力は「プライベートな問題」「仕方がない」と見過ごされてきました。

「DV」「デートDV」という言葉が社会問題として広く取りあげられ、「DVは人権侵害だ」「DVは犯罪だ」と認識されるようになりましたが、まだまだ一人で悩み苦しんでいる人が多いのが現実です。また、その被害者の多くは女性です。

あなたとパートナーとの間でこんなことはありませんか？

あなたのパートナーは…

(被害危険度チェック)

- あなたの友だちや家族の前で、しばしばあなたを小ばかにすることを言ったり、態度をとる
- あなたが仕事や活動の中で成功することに、ケチをつけたり、ねたむことがある
- あなたが一人で判断して物事を進めようとすると、機嫌が悪くなることがある
- あなたに高圧的な態度をとって、言うことをきかせようとする
- カッとなると、物に当たったり、あなたに手を上げたり、予想がつかない乱暴な言葉や態度になる
- 人がいる時といない時とで、あなたに接する態度が全く違っている
- あなたがいやだと言ってもセックスを強要する
- 自分にうまくいかないことがあると、あなたに原因があるという態度に出る
- あなたを傷つけるような言動をとったあと、しばらくは人が変わったように優しくなる

あなたは…



- パートナーが不機嫌だと自分に悪いところがあると思う
- 自分がやりたいことがあっても、パートナーの機嫌次第でできないことがある
- パートナーの言うことが理不尽だと感じても、黙って我慢してしまうことがある
- 生活費の範囲内でも、自分のために自由にお金を使うことをためらう

あなたは…

(加害危険度チェック)

- パートナーは自分の考えに従うべきだと考えている
- 自分が怒りをコントロールできないのは、パートナーが自分を怒らせるからだと思う
- つい抑えきれず暴力をふるっても、その後誠実に謝るとパートナーが許してくれるので、ひどいことはしていないと思う
- パートナーの交友関係が気になって仕方がないため、携帯電話やメールを勝手に見ることがある
- パートナーを殴る・蹴る、殺す・自殺すると脅す、物を投げるなどの行為のいずれかを数回したことがある
- パートナーが自分の思い通りにならないと、激しい怒りを覚える
- 自分がセックスを求めたら、パートナーは応じるのが当たり前だと思う

1つでも当てはまる項目があれば、あなた自身がDVをされている・している可能性があります。
この冊子を是非最後まで読んでみてください。



DVって、どんなこと？

DVの目的は、「相手を支配しコントロールすること」です。

相手を力で自分の思い通りに支配する関係がDVです。暴力をふるうことだけが目的なのではありません。相手を支配するのに効果的な手段として、さまざまな暴力を使って、相手の自己決定権を奪っていくのです。

こうした暴力は、被害者の生命や身体に重大な危害を生じる可能性が高いにも関わらず、発見されにくいという特徴があります。

暴力の種類

身体への暴力だけが暴力ではありません。相手を支配するための行為は、どんなものでも暴力です。例えば「大声で怒鳴る」ことも、相手に恐怖心を与えるため、相手はその人の顔色をうかがうようになります。身体だけではなく、心にも傷を負わせるのがDVの暴力の特徴です。

また、本人に対する暴力だけではなく、子どもに暴力を見せる、子どもを危険な目にあわせるといった「子どもを利用した暴力」もあります。

身体的暴力

- ・相手に物を投げる
- ・殴る
- ・蹴る
- ・食べることや飲むことを禁止する
- ・髪の毛を引っ張る
- ・首を絞める
- ・押したり突いたりする
- ・顔を平手で叩く
- ・外へ締め出す
- など

精神的暴力

- ・大声で怒鳴る
- ・暴言をはく
- ・相手を批判したり否定的なことを言う
- ・無視する
- ・他の人の前で侮辱する
- ・大事にしているものを壊す
- ・他の人との交際を疑う・禁止する
- など

性的暴力

- ・セックスを強要する
- ・セックスに応じないと不機嫌になる
- ・無理やりアダルトビデオなどを見せる
- ・避妊に協力しない
- など

経済的暴力

- ・十分な生活費を渡さない
- ・家計の管理を独占する
- ・借金を重ねる
- ・お金の使い道を報告させる
- ・働くことや、働かないことを強要する
- ・借りたお金を返さない
- など

社会的隔離

- ・外出を妨げる
- ・付き合いを制限する
- ・交友関係や行動をチェックする
- ・携帯電話やメールの履歴を、勝手にチェックする
- など



暴力は、一つではなく幾つもが重なって起きています！



どうしてDVが起こるの？

パートナーを自分の思い通りに支配したいという欲求によるものです。

「女らしさ」「男らしさ」といったジェンダー（社会的性別）や、男性優位という価値観が、親密な関係にある男女の間で、さまざまな暴力や力関係を生み出しています。自分が優位に立ちたいという思いから、暴力という手段を使って、相手を否定し支配していきます。また、親密な関係にある相手を自分の所有物と感じ、独立した存在と認められなくなり、自分の思い通りにならないことへの怒りから暴力をふるうケースもあります。

そして暴力や恐怖を繰り返すうちに、パートナーが抵抗する気力を失い、自分の支配から逃れられなくなることで、加害者は欲求が満たされていくのです。



DVは身近な問題です。

DVは自分に関係ないと思っていませんか？

内閣府の調査では、女性の4人、男性の6人に1人が配偶者からの何らかの暴力を経験し、被害を受けた女性の約9人に1人が命の危険を感じたことがありますと答えています。

「家庭内のことだから」「恋人同士のことだから」と誰にも相談できずに悩んでいる人が、あなたのすぐそばにいるかもしれません。

大切な家族や友だちを被害者にも、加害者にもしないために、DVを身近な問題としてとらえることが大切です。



暴力をふるうのは特別な人？

特別な人とは限りません。普通の人と思われていることが多いのです。

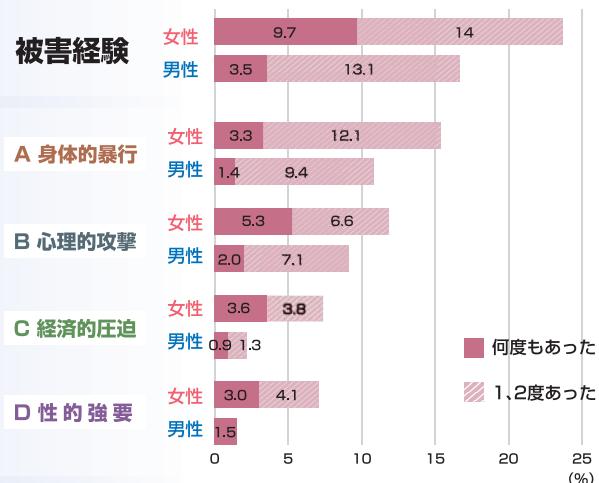
多くの加害者は、暴力をふるうとき以外は「普通の人」です。年齢や学歴、職業、社会的地位に関係はありません。誰にでも暴力的な人もいますが、人あたりが良く温厚そうだったり、社会的に信用がある人も例外ではありません。

加害者は、暴力をふるってもとがめられない逃げられない相手と、家庭という他者からの目が届きづらい場所を意図的に選んで、暴力をふるっているのです。

そのため、DVは社会から気づかれにくく、プライベートな問題として潜在化してしまっています。

■ 配偶者等からの被害経験

回答者=これまでに結婚したことのある人2,673人
(女性:1,401人、男性:1,272人)



「男女間における暴力に関する調査」(平成26年度内閣府)



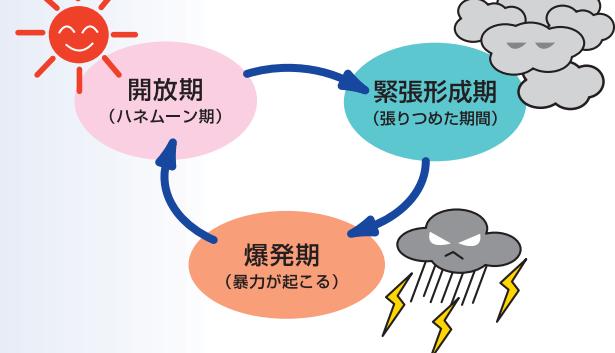
なぜ暴力から逃げられないの？

暴力を繰り返し受けていると、自分に自信が持てなくなり、抵抗する気力さえ失っていくからです。

加害者の多くが「お前が悪い」という理由で暴力をふるうため、被害者は、「私が我慢すればいい」「悪いのは私だから仕方ない」と感じ、自分を責めてしまったり、日常的に暴力を受けることで「つらい」という感情がマヒしてしまいます。こうした状況が続くことで、心は疲れ果て逃げる気力や相談する気力は失われてしまいます。

また、暴力にはサイクル（右図）があるため、「優しい姿が本当の姿」と思ったり、「相手をわかってあげられるのは私だけ」という気持ちが先行してしまうこともあります。

さらに、家族や友だちなどに相談しても、親密な関係で起こるDVは「単なる（夫婦）けんか」と言われたり、「世間体が悪い」などと思い隠してしまうため、その声がなかなか他の人に届きません。金銭的な問題や行き先がないなど、逃げられない理由はさまざまです。



DVは、「開放期」暴力の反動でパートナーに愛情を注ぐ時期→「緊張形成期」ストレスが高まり言葉が荒くなったりする暴力の前段階→「爆発期」怒りのコントロールができなくなり暴力が起る、の3つの時期からなっています。しかし、すべての暴力にこの3つの局面があるわけではなく、期間も人によって違います。



被害者になる子どもたち

DVは「夫婦だけの問題」ではありません。

DVが起こっている家庭で育つ子どもたちは、深刻なダメージを受けています。

2004年に改正された児童虐待防止法では、子どもに暴力を目撃させることは児童虐待であると定義されました。

子どもが暴力に巻き込まれる状況

●加害者からの暴力

加害者の半数以上が子どもにも暴力をふるっていると言われています。殴られる親をかばおうとして一緒に殴られることも少なくありません。また、被害者を脅したり思い通りにするための手段として、子どもに暴力をふるう場合もあります。

●被害者からの暴力

暴力は「より弱い者」に連鎖します。自分の受けているDVのストレスから、被害者が子どもに暴力をふるってしまったり、無気力になり育児を放棄することもあります。

●暴力を目撃する

自分にとって大切な存在である親が暴力をふるったり、ふるわれたりする姿を見ることは、心理的虐待となって心に深い傷を残します。また、親は「子どもにはわからない」と思っていても、物音や家族の様子から子どもは暴力に気づいています。

子どもへの影響

子どもの成長には安心して生活できる環境が大切です。不安定な家庭環境では、自由に感情や欲求を表現できず、子どもの発達に大きな影響を与えててしまいます。

子どもは、DVが起るのは「自分が悪い子だからだ」と自分を責めたり、暴力を受ける親を守れないことに罪悪感を持つ場合があります。

暴力にさらされて育つと、親を見習い「自分の思い通りにしたいときは暴力をふるってもよい」「相手の機嫌が悪いのは、自分のせいじゃないかと考える」という人間関係を学び、問題を暴力で解決してしまいがちになり、大人になったときに、DVの加害者や被害者になってしまうことがあります。



もし、あなたの家族や友だちにこんなことが起きていたら…

『DVの被害にあっていたら…』

～あなたは決して悪くないと伝えることが大切です～

大切なのは、被害にあった人を責めず、「あなたは悪くない」と伝えることです。DVを受けている人は、「自分が悪い」と考えがちです。どんな理由があっても、暴力をふるわれてもいい人はいないのです。

相談されたら、「なぜ?」「どうして?」とせかすことなく、時間をかけてじっくり話を聴きましょう。たとえ信じられない内容でも、否定しないでゆっくり聴いてください。

被害にあっていることを言葉にすることは、とても勇気がいることです。自分の考え方や価値観だけで受け答えをすると、被害者を傷つけてしまうこともあります(二次被害)。そうなると、誰にも相談できなくなってしまいます。

DVで最も傷ついているのは、被害者だということを忘れないでください。



・「なんで別れんが?」

被害者は別れることなど考えていないかもしれません。また別れたいと思っていても、別れられないからこそ苦しいのです。結論は、被害者自身が出さなければいけません。

・「何か怒らせることをしたがじゃない?」

暴力はふるうほうが100%悪いです。加害者をかばうような言葉は避けましょう。

・「大したことないろう」

どのくらい傷ついているかは被害者でないとわかりません。自分の感覚で判断しないようにしましょう。

・「もうちょっと早く言うくれたら」

被害者はやっとの思いで相談しています。「よく相談してくれたね」という思いで、接してください。

『DVをしていたら…』

～暴力では何の解決にもならないことを伝えましょう～

大切なのは、暴力を肯定しないことです。暴力は本人が選択し、実行しているのです。

本人の努力次第で変わることや、そのための専門機関があることを伝えてください。

DVは大人だけの問題ではありません!

10代から20代の若い世代を中心とした、交際中の相手との間で起こるDVを、「デートDV」と言います。

デートDVは、暴力をふるう要因や暴力による被害はDVと共に通していますが、結婚や同居をしていないということで、DV防止法で守られる範囲が限定されます。

DVの特徴に加えて若い世代に特有の心理や性意識の影響が表れるのが、デートDVです。

●束縛

若者たちの多くは、人間関係において十分に経験を重ねないうちに、メディアを中心とする恋愛に対するさまざまな情報から、「束縛すること・されることが、愛情の証」など誤った意識を持ってしまいます。

お互いに対等な関係が作れないままセックスを伴う親密な関係になると、束縛や支配がエスカレートしがちです。その背景には、自分に自信がないことから生じる「嫉妬」という感情が存在していることが多く、相手を失う不安や怖さから、自分以外との付き合いを制限したり、独占しようとします。

●将来への影響

暴力を受けると、自分を大切に思ったり、自分を信頼して生活することが難しくなり、友だちとの人間関係が持ちにくい、クラブ活動や習い事が続けられない、仕事を辞めるなどの影響が出ててしまいます。

またデートレイプなどによる望まない妊娠、出産・中絶は、女性のからだを大きく傷つけることにもなりかねません。自分の希望をあきらめ、それまで描いていたものとは違う人生を歩まざるを得なくなることもあります。

被害は将来にわたって大きな影響を及ぼすことになるのです。

●別れられない理由

「若いから」「結婚していないから」などの理由で、簡単に別れられると周囲は思いがちですが、別れることは容易ではありません。

親密な関係の中では暴力を客観的に見ることができず、被害者が「愛されているから暴力をふるわっても仕方がない」と感じたり、つき合う相手を持つことで周囲に認められるという幻想を持ち、別れにくい場合もあります。

また加害者の「絶対に別れたくない」という執着心は、別れ話を持ち出すことで、命の危険を感じるストーカー行為や「別れるなら死んでやる」といった脅迫につながるケースも少なくありません。

●未然の防止の重要性

生まれたときから社会の中で見聞きしてきた「女らしさ=優しさ」「男らしさ=リーダーシップ」などのイメージを強く意識するのが、恋愛を身近に感じ始める10代の頃からです。

こういったイメージにとらわれ過ぎると、周囲の反応が過剰に気になり、相手に気に入られようと自分を抑えて、相手を優先する考え方になります。

周囲の影響を受けながら価値観が形成されるこの時期に、お互いの気持ちを尊重できる対等な関係について、きちんと学ぶことがデートDVを防止するためには重要になります。



若者たちに広がるリベンジポルノ

デートDVの特徴として、メールやLINEのチェック、SNS(インターネット上の交流)での行動確認、GPS機能を使った監視といったネット環境を利用した暴力があります。気軽に利用できるため、こういった被害は拡大し続けており、親や他の人からは気づかれにくく、被害者自身もデートDVと気づいていないケースが多く見られます。

中でも深刻なのが、リベンジポルノです。リベンジポルノは、交際中に撮った性的な画像を、本人の同意なく悪意を持ってインターネット上に公開することなどです。スマートフォンの普及で画像が気軽に撮影・公開・共有・拡散できるようになり、被害は広がっています。一度公開された画像は完全に削除することが困難なため、被害者は自分の性的画像が他の人に見られる恐怖に一生苦しむことになります。

こうした被害を防ぐためには、「性的な撮影に応じない」「自分から性的画像を送らない」ことが重要です。

デートDVをしないために、されないために、気づくことと学ぶこと

力と支配

DVをする人は、相手を支配したい、自分の思い通りに相手を動かしたいために、効果的で手っ取り早い手段として、暴力を選ぶのです。

意識的に繰り返される暴力行為によって、相手が自分の行動や人生について決める権利も力も奪ってしまいます。

暴力容認

メディアの暴力シーンの中に「暴力で解決しても構わない」などといった誤ったメッセージが含まれていたり、「言ってもわからないときは…」などと条件付きで暴力を認めてしまうなど、暴力を容認する風潮が社会の中には残っています。

ジェンダー・バイアス

「ジェンダー」とは「女らしさ」「男らしさ」を示す概念のことです、「バイアス」は偏見の意味です。ジェンダーには差別につながるものも含まれ、例えば「強い」「主体的」「決断力」などは、間違って自分中心に据えると、相手に対する「力と支配」を支える要因になります。

私たちは生まれたときからこうした社会の仕組みの中で暮らし、多少にかかわらずこのような価値観を身に付けています。まずこのことに気づき、身につけてしまっている間違った思い込みや考えは捨てて、一人ひとりが自由に「自分らしさ」を選び、「相手を尊重」することがデートDVをしないために、されないために大切なことです。

暴力を受けることで心や体におきること

DVは、一番安心できる場所である家庭において日常的に行われる暴力です。長年にわたって暴力を受け続けることや、命の危険を感じるようなひどい暴力からくる恐怖心によって心身ともに傷つくと、トラウマ(心の傷)となり、PTSD(心的外傷後ストレス障害)を発症します。

加害者から逃れ安全な環境にいても、心は軽くならず感情を閉ざして、うつ状態になることがあります。また、暴力体験を思い出す場面があると一瞬にして恐怖の記憶がよみがえり、体の震えやパニックを起こしたり、小さな物音にさえおびえるなど、心と体がさまざまな形で反応してしまいます。

このような生きづらい状態から回復するまでには、かなりの時間がかかることがあります。



DVのない関係を築くために

私たちの人生は誰かに決めてもらうものではありません。一度しかない自分の人生を自分で考え、自分で決めることは、とても大切なことです。自分自身を心から大切に思わなければ、相手を心から尊重することはできません。ひとりの人間として自分に責任と自信を持ち決断することが、人生を切り開く力となります。

DVのない関係を築くためには、社会の中に歴然とある男女の力の格差や固定的な役割分担意識を解消していくことが必要です。特に男女間の大きな賃金格差の解消や働き続けられる環境の整備など、女性の自立を支援していくための取り組みが求められています。

DVは決して被害を受けている人だけの問題ではありません。私たち自身の人権の問題であり、真の男女平等を進めていくための解決すべき課題ではないでしょうか。



DVと家庭と子ども：忘れられた被害者たち



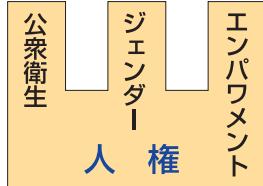
森田ゆり プロフィール

エンパワメント・センター主宰、元立命館大学客員教授、元カリフォルニア大学主任研究員

米国と日本で、多様性人権啓発、子ども・女性への虐待防止専門職の養成に30年以上携わる。行政、企業、民間の依頼で、多様性、人権問題、虐待、DVなどをテーマに全国で研修・講演活動。ALOHA KIDS YOGA主宰 MY TREEペアレンツ・プログラムセンター代表。第57回保健文化賞、産経児童文化賞、朝日ジャーナルノンフィクション大賞受賞。「子どもと暴力」(岩波書店)、「多様性トレーニングガイド」(解放出版)など日英文著書多数。

●DVを理解する3つの柱

DVは、次の3つの柱に沿って理解することが重要です。
図1



(図1 参照)

(1)公衆衛生:D Vの増加は、疫病の蔓延と同じで、もしなんらかの疫病で、20人にひとりが死ぬような状況になったとしたら、健康医療上の深刻な被害であること。そして、地域をベースにした予防啓発教育の徹底により、発生件数を減らすことができる点において、DVは公衆衛生上の問題であると言えます。

(2)エンパワメント:人は生まれながらに持っている様々な力があります。自己治癒力であったり、驚くほど賢明な考え方であったりします。それがエンパワメントです。その力が、暴力の被害を受けると弱くなってしまいます。あなたがDVで悩んでいる人に出会った時、最低限ひとりの隣人としてできることは、それは話を聴いてあげることです。「聴」という文字を思い浮かべて下さい。あなたの耳と心で、相手の十四の心を聴く、これを「共感的傾聴」といいます。相手の矛盾したいろいろな気持ち、人に語ってもわかつてはもらえないと思っている「十四」もの異なる気持ちを、助言するでもなく、分析するでもなく、安易に同情、同感するでもなく、ただ共感し、「あなたがそう感じていることはよくわかる」ということが相手に伝わるように聴く。気持ちをじっくり「聴く」という心の手当てをすることによって、本人の自己治癒力が回復されることを信じる。それがDV被害者のエンパワメントへの関わりの第一歩です。

(3)ジェンダー:D V問題の背景には、ジェンダーの問題があります。ジェンダーとは、社会的、文化的につくられた性差のことです。男は強いもの。夫であり、父親である男が、優位に立つのは当然である。女は弱いもの。三歩下がって夫の後に従い、子どもを世話するのが当然である、という考えです。

経済的、社会的に男性が優位に立つ社会、男性の強引さや攻撃性が男らしさの証として容認されている社会、このような性差別社会がDVを引き起こしてきました。圧倒的に男性が加害者なのはそのためです。

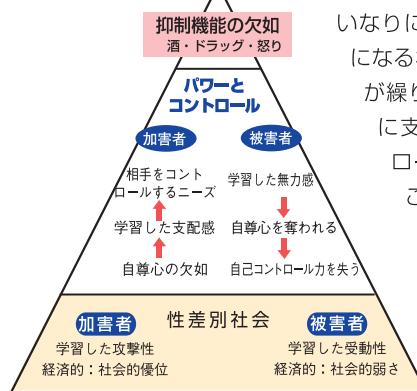
●パワーとコントロール

相手を暴力でもって自分の思い通りにしようとして支配すること(パワーとコントロール)に執着するのがDVの特徴です。

DVの加害者は、いつも殴っているわけではありません。あるときは優しかったり、あるときは魅力的だったりします。周囲から、「良い人」の印象を受けることもあります。暴力をふるった後は、誠心誠意涙を流して謝ったりします。でも、真剣に謝ることが、今後暴力をふるわないことに繋がらないのがDVなのです。暴力で相

手を自分の思う通りにしようとする態度が変わらない限り、DVは繰り返されます。

図2



<「ドメスティックバイオレンス」 森田ゆり著 小学館より>

●忘れた被害者・DV家庭に育つ子どもへの影響

私は暴力被害者支援をしていますので、相談を受ける中にはDV家庭に育った人が多くいます。自分は直接暴力を受けていませんでしたが、母親が父親から凄まじい暴力を受けていたのを目撃しながら育った人たちです。そのことで30歳、40歳になってもPTSD(心的外傷後ストレス障害)を発症しているのです。

DVを目撃することが、どれだけ大きなトラウマを後々まで残していくことになるのかについては、国際的な数値で明らかにされています。子どもたちは実際に虐待を受けているのと同じくらいマイナスの影響を受けています。

平成16年4月に、児童虐待防止法(10月1日より施行)が改正されました。私は児童虐待防止法を改正する準備を進める会の代表をしており、国会出入りしながら関わってきました。今回の改正により、DVの家庭環境に育つこと自体が心理的虐待にあたると定義の中に盛り込みました。今まで「忘れた被害者」として、救済措置のなかったDV家庭の子どもたちの被害の闇に、少しだけ光があたるかもしれません。

●「心の力」を取り戻すために

DVの被害者やDV環境に育つ子どもたちは、人権という「心の力」を深く傷つけられた人たちです。その奪われた「心の力」を取り戻すには、他者の力を必要とします。他者とは、カウンセラーや精神科医である前に、身近な友人や家族、皆さん一人一人です。どうぞみなさん、隣人としてできること、「話を聴く」ことを大切にしてください。心の応急救手当のできる隣人となりたいものです。

《この内容は2004年度ソーレ女性活動研究支援事業で高知CAPが実施した講演会の要旨をまとめたものです。》

「デートDVって何？～最初は小さな暴力だった～」



中島幸子 プロフィール

NPO法人レジリエンス代表、米国法学博士、大学非常勤講師

被害にあった経験がきっかけとなり勉強を始め、2003年に女性のための「こころのcare講座」をスタートさせ、「レジリエンス」を結成。同年、米国ソーシャルワーク修士号取得。全国各地で毎年多数の講演を行う。主な著書に、「性暴力:その後を生きる」(レジリエンス、2011)、「マイ・レジリエンス:トラウマとともに生きる」(梨の木舎、2013)や共著に「傷ついたあなたへ<1><2>」(梨の木舎、2005、2010)、共訳に「DV・虐待加害者の実体を知る」(L.バンクロフト著 明石書店)など。

●デートDVとは

今日お話しするのは、DVの中でも付き合っている人の間での暴力、「デートDV」です。デートDVとDVはどう違うのかというと、基本的に付き合っているか、それとも結婚しているかという違いです。これが起きるのは必ずしも若い人たちだけとは限りませんが、現状は若い人たちが多いです。

●暴力が起こるのは

暴力というのは人が人を傷つける行為です。それがパートナーシップの中で起こるとDVと呼ばれるのです。人が人を傷つける場面では、パワーとコントロールが歪んで発生しています。一人の人が上にいて、もう一人の人が下に置かれるという構造がパワーです。力関係です。コントロールは何かというと、上から下に対して降ってくることをコントロールというふうに言います。制限、強制、支配ということばで言い換えることができるかもしれません。

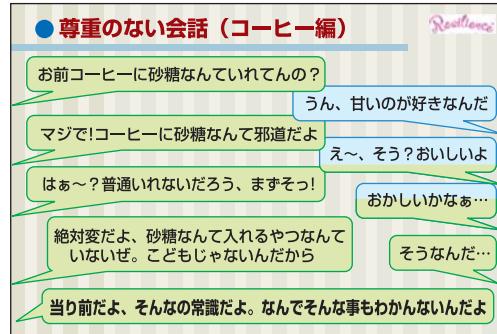
●暴力の種類

暴力を身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、精神的暴力の4つに分けたとします。身体的暴力の多くはわかりやすいのですが、病院へ行かせない、食べ物を渡さない、外に閉め出さなど、体に触れなくても身体的暴力は可能です。性的暴力は、レイプとか無理強いなセックスなどですが、若い人の間で特に目立つのが、携帯などで裸の写真を撮ってそれを脅しに使うとか、避妊に協力しないとかです。経済的暴力は、収入を教えない、僅かな生活費しか渡さないなど一緒に暮らしている人たちのほうが起こりやすいですが、借金をさせてそれを使い込む、働きたい、仕事を辞めたいといつても反対するなどもあります。一番幅広い例が含まれるのが精神的暴力(心理的虐待)です。なぜかというと精神的暴力の傷跡が入るのは心です。心では感じるということをします。

●尊重について

二人の人が同じ体験をしたとします。一人の人は大したことないと感じ、もう一人の人はあまりにも大変なことだったと寝込んでしまうかもしれませんのです。感じ方は一人ひとりのすごく違うのですから、尊重が大切になります。どう感じたかを比較するような話ではないです。でも、どうしても自分の考え、自分のやり方、自分の思いを押し付けたりします。それを一歩止めて、その人を大切にする、尊重するとは何なのかを考えてみることや、また「人は人、私は私」と思える力であったり、「そうなんだ、そういう感じ方をする人もいるんだ」と思える力、それらが尊重につながります。

ここで尊重のない会話の例をあげてみましょう。(右上図参照)これは別にDVとかじゃないです。こういう言い方はしていないかもしれませんけれど、多分誰でもミドリさんのせりふを言ったことがあるし、ブルーさんの役をしたことがあると思います。



コーヒーに砂糖を入れるか、入れないか。私は入れない、あなたは入れる、どちらもOK。それが尊重し合う関係なのに、自分の考えがいかにも正しいと打ち出すから尊重に欠けるのです。人間関係ではこれが起きることがたくさんあります。尊重を欠くことになりやすいキーワードが、いくつかこの中にあります。例えば、「普通」「常識」「当たり前」「みんなそうしている」これらは要注意です。なぜかというと「普通…」と言われたら、言われている人は「いかにも自分が普通じゃない」と言われている気になります。

また、若い人の間でこの「はあ～？」という言葉をよく耳にします。これはすごく尊重に欠ける言い方で、言われたときの気持ちを想像すると、二度と返事をしたくないと思います。これはとても人を傷つけることです。一人ひとりがパートナーシップ、友達関係、親子関係など自分の周りにある関係性の中で、もっと自分と周りの人間を大切にし合う、そんなお互いの関係を築きたいと思います。

●相談されたときには…

どの人の人生であろうと、辛いことは必ず発生してきます。相手と離れるということは、崖っぷちから飛び降りるぐらい大変なことだと私は捉えています。デートDVであろうとDVであろうと、相談している相手に「そんなに大変だったら別れなさいよ」と言わされたら、相談している人は瞬間に「この人何もわかっていない」と思います。「別れた方がいい」と言われるのは多分わかっているのです。わかっているけれども、どうして良いかわからないから、相談に来ているのです。

誰かが相談に来られたときには、例えば1枚1枚のトランプが、「こういう本がある」「相談窓口はあそこにある」とかいう情報を表しているとしたら、そのトランプをテーブルに並べるイメージで渡してください。そこから選ぶのは本人です。本人が自分の力を取り戻すためには、自分で選ぶというところからスタートするのです。それは試行錯誤です。だからこそたくさんの選択肢が必要なのです。情報は人の中に入ったときにその人の知識になります。知識は力になります。その時却下されても、後で取り出すことが可能になるのです。

《この内容は2007年度11月にソーレで開催した講演会より一部分を抜粋したものです。》

DVを断ち切るために

DVから身を守る法律があります。

○DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*） 2001年施行

外部からの発見が難しい配偶者からの暴力に対して、通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備することにより、DV被害者を守る法律として施行されました。

その後、より実効性のある法律とするため、3度の改正が行われています。

*法律の名称は、2014年1月の改正により、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」から変更

改正のポイント

①暴力の定義の拡大

身体的暴力に限定されていたものが、言葉や態度による精神的な暴力にまで範囲を拡大。

②保護命令制度の拡充（1OP参照）

- 被害者に対する電話・メール等の禁止の新設
- 被害者のみではなく、未成年の子どもや被害者の親族も接近禁止命令の対象
- 生命等に対する脅迫についても保護命令の対象

③適用対象の拡大

同居する交際相手からの暴力及びその被害者にも拡大

○ストーカー規制法

（ストーカー行為等の規制等に関する法律） 2000年施行

恋愛感情等の行為から執拗なつきまとい等のいわゆるストーカー行為を規制する法律として施行されました。

その後、拒まれたにもかかわらずメールを送信する行為を「つきまとい等」に加える改正が行われています。

○リベンジボルノ防止法

（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律） 2014年施行

被害者が特定できる方法で、プライベートな性的な写真や動画を公表したり、公表目的で第三者に提供する行為等を規制する法律として施行されました。

これらの法律以外にも摘発のために、さまざまな法律が適用されています。



DVに悩んでいるあなたへ 【体験者からのメッセージ】

●自分だけの世界も持つて欲しい

仕事でも趣味でもなんでもいい、パートナーから影響を受けずに、自分を見つけられる場所や、自分の味方になってくれる友人を持つことは、パートナーとの間に自然な心の距離を生み出します。
二人の関係を客観的にみることができれば、DV被害を最小限にすることができるし、お互いに深く干渉しそることも防ぐことができます。

●自分の価値観や、固定観念を整理することが大切です

パートナーとの依存関係を断ち切れない理由の一つに、自分自身の強いこだわりがあることが多いのではないかでしょうか。「女は男をたてるもの」「この人には私がついていないと…」という気持ちはありませんか。自分の経験からそれを洗い出し整理してみると、自分で気づき自分を信じるうえでとても大事な作業です。カウンセリングを受けることも良い方法かもしれません。いつも誰かに聞いてからでないと何もできない自分のまでは、いつまでもパートナーから自立することはできないのです。

～勇気を持って相談しよう～

●知ってる人が暴力を受けてるみたいなんだけど?

DVを受けている人は無力感の中で自分では行動できなくなっている場合が多く、また自分がDV被害者であることの認識がない場合があります。

気づいた方は、女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）などDV相談機関を教えてあげてください。場合によっては、警察に通報してください。加害者から訴えられたとしても、名誉棄損などに問われることはあります。

<相談機関については裏表紙を参照>

●同棲をしている相手から暴力を振るわれています。DV防止法の対象になりますか？

この法律における「配偶者」には、婚姻の届け出をしている配偶者のほか、事実上婚姻関係（内縁関係・事実婚）と同様の事情にある者も含むことになっています。また、生活の本拠を共にする交際相手（同棲関係）にも適用されます。

さらに、離婚前・同棲解消前に暴力を受け、離婚後・解消後も引き続き暴力を受ける場合も当てはまります。

対象は性別や、国籍に関係なく在留資格も問いません。日本にいるすべての人に適用されます。

●電話で相談したいけど、名前とか、根掘り葉掘り聞かれませんか？

自分で言わない限り、特に電話相談の場合、相談機関では名前も住所もお聞きしません。安心してご相談ください。

家を出る時の注意や、準備する物、いろいろな心づもりをアドバイスできます。



●殴られて着の身着のままで飛び出しても大丈夫？

大丈夫です。女性相談支援センターまたは警察に相談してください。特に、身の危険を感じる恐れがある場合は、必ず警察に連絡してください。

実家や知り合いの家等にも加害者が押しかけてきて危険な場合は、緊急一時保護制度が利用できます。パートナーに知られることはありますので、安心してください。今後の生活についても、相談してください。

●逃げてもまた追いかけられるのでは？

相談関係機関や学校などでは、被害者を守るためにいろいろな支援をします。また住民票についても、市町村役場で閲覧禁止の手続きをすれば閲覧されることはありません。安心して新しい生活に踏み出してください。

●近寄ってくるのが怖い。脅迫的なメールが送られたり電話が再々かかるので不安…。何とかしてほしい！

DV防止法では被害者を守るため、被害者の申し立てにより、裁判所は加害者である配偶者等に対して2種類の保護命令を出すことができるとしています。

身体的暴力を受けた場合だけではなく、生命・身体に対する脅迫を受けた場合で、将来重大な危害を受ける可能性が大きいと認められる場合にも保護命令の申し立てが可能です。

①接近禁止命令…6ヶ月間、被害者へのつきまといや、住居・勤務先など被害者の近辺を徘徊することを禁止するものです。

子どもや親族もこの命令の対象※になり、再度の申し立てが可能です。また実効性を確保するため、接近禁止命令と併せて、電話・FAX・メール等の禁止※を申し立てることができます。

（※ともに、被害者本人への接近禁止命令が発令されている間）

②退去命令…2ヶ月間、被害者と住む住居から出ていくことと徘徊することを禁止するものです。

その間に必要なものを運び出すことができます。

■高知地方裁判所におけるDV防止法による保護命令の状況

(単位：件)

区分 年度	接近禁止 電話等の禁止 退去命令	接近禁止 退去命令	接近禁止 電話等の禁止	電話等の禁止 退去命令	取り下げ	却下
H23年	14	0	8	0	9	0
H24年	16	1	8	0	13	0
H25年	4	0	9	0	2	0
H26年	5	0	11	0	3	0
H27年	7	0	7	0	1	0

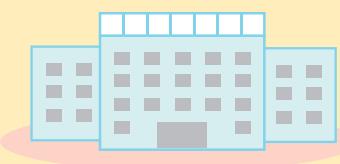
※H27年は速報値

※単独での命令は、5年間出されていない

●裁判所に申し立てをすると、パートナーは犯罪者になるのですか？

申し立てだけで犯罪者になることはありません。あなたが裁判所に申し立ての手続きをすると、内容を審議し、保護命令が裁判所からパートナーに対して出されます。

その命令に違反した場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。



●申し立て手続きは費用や時間がかかるのでしょうか？

費用は収入印紙代1,000円、郵便切手約1,500円が必要です。

裁判は速やかに行われ、申し立てから保護命令が下りるまでは特別の場合を除き平均10日前後です。



物事には両面がある
ぐーちょきぱーの関係のように
・・・・
ひとつの手のひらがいろんな形をつくります。
私たちがあたり前と思っていることを
別の面から見たら、違うものが見えてくるかもしれません。
「ぐーちょきぱー」は
女性問題をさまざまな角度からひもとき
あなたと共に考えます。

●悩みごとはまず電話…

DV相談機関のお問い合わせ先

高知県女性相談支援センター **☎088-833-0783**
(配偶者暴力相談支援センター)

女性の人権ホットライン **☎0570-070-810**
(高知地方法務局) **☎088-822-6526**

高知県思春期相談センター **☎088-873-0022**
「PRINK」

高知ボランティアビューロー **☎088-824-4329**

レディスダイヤル110番 **☎088-873-0110**

高知県警察本部 **☎088-823-9110**
(県民支援相談課) または **#9110** (全国共通)
警察総合相談電話

各警察署

■高知署 代088-822-0110	■南国署 代088-863-0110	■須崎署 代0889-42-0110
■高知南署 代088-834-0110	■南国署 香南警察庁舎 代0887-55-0110	■達川署 代0880-22-0110
■高知東署 代088-866-0110	■南国署 香美警察庁舎 代0887-52-0110	■中村署 代0880-34-0110
■高知東署 本山警察庁舎 代0887-76-0110	■土佐署 代088-852-0110	■中村署 清水警察庁舎 代0880-82-0110
■室戸署 代0887-22-0110	■土佐署 いの警察庁舎 代088-893-1234	■宿毛署 代0880-63-0110
■安芸署 代0887-34-0110	■佐川署 代0889-22-0110	

こうち男女共同参画センター「ソーレ」 **☎088-873-9555**
相談室

2004年(平成16年)12月発行

2008年(平成20年)3月改訂 こうち男女共同参画センター「ソーレ」

2016年(平成28年)3月改訂



〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地 TEL: 088-873-9100 FAX: 088-873-9292

ホームページ: <http://www.sole-kochi.or.jp> Eメール: sole@sole-kochi.or.jp

2004年版原稿作成 高知CAP

CAPとは、Child Assault Prevention(子どもへの暴力)の略で、子どもがさまざまな暴力やいじめから自分を守るためのプログラムです。子どもやおとな、教職員にワークショップを通して人権教育プログラムを伝える活動をしています。

参考図書 「ドメスティック・バイオレンス」森田ゆり / 「新・子どもの虐待」森田ゆり / 「Q&A DVハンドブック」DV問題研究会 / 「ドメスティック・バイオレンスをなくすために」神奈川県立かながわ女性センター / 「イラストで学ぶ 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」(株)ぎょうせい / 「デートDV」山口のり子 / 「デートDV」福島ドメスティック・バイオレンス研究会 / 「知っていますか?ドメスティック・バイオレンス一問一答」日本DV防止情報センター編著

取材協力 高知県警察本部、高知地方裁判所、高知県女性相談支援センター